

平成31年度 運動部・文化部の活動方針及び活動日・活動時間・休養日等について

1 運動部・文化部の活動方針

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成を図るものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- (2) 運動部においては、スポーツを楽しむことで運動習慣等の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (3) 文化部においては、生涯にわたって芸術・文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。
- (4) 各生徒の発達段階、体力、習得状況を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の心身の健康管理、施設・設備等の定期点検、天候急変時の対応、事故発生時の対応等、安全確保に最大限の努力をする。
- (5) 活動中、部活動顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とする。また、指導に当たっては、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

2 活動日・活動時間・休養日等

- (1) 休養日は、学期中、週当たり2日以上とし、平日1日、土曜日及び日曜日の週末1日以上とする。平日は全部活動水曜日を休養日とする。（地区春季大会・地区総体・地区新人大会の直前は、活動を許可するが、大会終了後に振替の休養日を設定する。）週末は各部活動の実情に応じて土日どちらか1日を休養日とする。
- (2) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、夏季休暇中は、お盆の時期に長期の休養期間を設ける。冬季休業中には、年末・年始に長期休養期間を設ける。また、長期の連休中も学期中に準じた扱いとする。
- (3) 大会前に基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後及びテスト期間等に代替の休養日を確保する。
- (4) 1日の活動時間（準備や後片付けを含まず）は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- (5) 練習試合で基準の活動時間を超える場合には、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- (6) 学期中の平日に朝練習を行う場合には、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- (7) 定期テスト3日前より定期テスト終了まで、部活動を停止する。
- (8) 学期中、平日の活動時間、下校時刻を下記のとおりとする。

期 間		日 課	活動開始時刻	活動終了時刻	活動時間(準備・片付け30分間を除く)	下校完了時刻
1 学 期	4 月	A日課	16:00	18:00	1時間30分	18:15
		B日課	15:30		2時間	
	5月～7月	A日課	16:00	18:30	2時間	18:45
		B日課	15:30	18:00		18:15
2 学 期	9月1日～ 地区新人大会(9月下旬)	A日課	16:00	18:00	1時間30分	18:15
		B日課	15:30		2時間	
	地区新人大会～ 県新人大会(10月中旬)	A日課	16:00	17:30	1時間	17:45
		B日課	15:30		1時間30分	
	県新人大会～ 11月30日	A日課	16:00	17:15	45分間	17:30
		B日課	15:30		1時間15分	
	12月	A日課	16:00	17:00	30分間	17:15
		B日課	15:30		1時間	
3 学 期	1 月	A日課	16:00	17:15	45分間	17:30
		B日課	15:30		1時間15分	
	2 月	A日課	16:00	17:30	1時間	17:45
		B日課	15:30		1時間30分	
	3 月	A日課	16:00	17:45	1時間15分	18:00
		B日課	15:30		1時間45分	